

国家戦略特区における獣医学部新設に係る文書に関する 文部科学省の追加調査結果に対応した内閣府調査報告書

平成 29 年 6 月 16 日
内 閣 府

1. 趣旨

文部科学省の追加調査の結果(平成 29 年 6 月 15 日公表)の中で、内閣府から出されたものと思われるメールを含む文部科学省における文書の存在が確認されたこと等を踏まえ、同調査の結果に対応して、内閣府側における当該メールの存在及び記載内容の真偽等について、すでに確認済のものも含めてあらためて調査を行うこととした。

2. 調査実施体制

これまで国家戦略特区制度に関与してこなかった大臣官房において、中立的な立場から実施した。(大臣官房総括審議官、大臣官房総務課長他)

3. 調査内容

(1) 地方創生推進事務局関係者に対するヒアリング

① 対象者 (計 9 名)

- ・ 事務局長 1、審議官 1、参事官 2、企画調整官 1、参事官補佐等 4

② 対象文書等

- ・ 文部科学省調査において内閣府から文部科学省宛に送信されたとされるメール(6/15 文部科学省追加調査)
- ・ 昨年 9 月 26 日に行ったとされる打合せのメモとみられる文書(6/15 文部科学省追加調査)
- ・ 昨年 11 月 9 日の諮問会議とりまとめに向けて文科省に示したとされる文書等(6/15 文部科学省追加調査)
- ・ 「獣医学部新設に係る内閣府からの伝達事項」等(5/17 民進党調査チーム提示)
- ・ 「今後のスケジュール(イメージ)」(5/22 共産党公表)

(2) 共有フォルダ等の確認

共有フォルダ内の文書を確認するとともに、ヒアリング対象者の個人フォルダについても、各職員の同意を得て対象文書等の存否の確認を行った。

4. 調査結果の全体的な状況

今回の調査では、文部科学省の追加調査の対象となった文書①～⑱のうち4種類の文書等の存在が確認され(ただし文部科学省調査ではこのうち3種類の文書を一体のものとして文書⑩関連と整理している)、内閣府において新たに確認された4種類の文書等と合わせて計8種類の文書等の存在が認められた。

文書①～⑱のうち内閣府において存在が確認されなかったものについては、その記載内容にかんがみれば、文部科学省において作成されたものではないかと推察される。

5. 個別の文書について

(1) 獣医学部新設に係る内閣府からの伝達事項(文書①)

ヒアリング対象者のすべてが文書①は見たことがないと回答し、内閣府での文書の存在は確認されなかった。

同様に、「官邸の最高レベルが言っている」等の発言をした者がいないことも、ヒアリングの結果確認された。一方で、安倍総理が常々国家戦略特別区域諮問会議で、規制改革全般についてスピード感を持って実現すべきという旨の発言をされていることから、関係省庁との議論を行う際にこうした総理の発言に言及することはあったとの回答があった。

(2) 大臣ご確認事項に対する内閣府の回答(文書⑤)

ヒアリング対象者すべてが文書⑤は見たことがないと回答し、内閣府での文書の存在は確認されなかった。

同様に、「これは総理のご意向」等の発言をした者がいないことも、ヒアリングの結果確認された。「総理の御意向」という言い方はかなり特殊なもので、あまり地方創生本部事務局で使われているようには感じておらず、実際にこのような表現が打合せの場で使われたとは考えにくいとの回答もあった。

(3) 藤原内閣府審議官との打合せ概要(獣医学部新設)(文書⑨)

ヒアリング対象者すべてが文書⑨は見たことがないと回答し、内閣府での文書の存在は確認されなかった。

ヒアリング対象者の中では、内閣府側の実際の出席者が文書の記載とは食い違っていることなど、文書⑨の正確性に係る疑問も指摘された。

この時期は、第1回今治市分科会が開催された直後であり、関係省庁とさまざまな調整を行っていたことから、具体的な日時は不明であるが、このような会合に出席していた時期であったということは事実である、と回答があった。

一方で、「官邸の最高レベルが言っている」等の発言については、ヒアリング対象者のすべてが「発言していない」「聞いた記憶はない」等と回答しており、「官邸の最高レベル」という変わった言い方が実際に使われたのであれば強く印象に残るはずだが、自分の記憶に残っていない点からも、このような発言はなかったのではないかと思うという感想も聞かれた。

今回のヒアリングの結果、ヒアリング対象となった内閣府職員は、いずれも内閣府が文部科学省に個別の項目や個別のプロジェクトについて「官邸の最高レベルが言っている」等と伝えた認識はないことが確認されている。安倍総理が常々国家戦略特別区域諮問会議で、規制改革全般についてスピード感を持って実現すべきという旨の発言をされていることから、関係省庁との議論を行う際にこうした総理の発言に言及することはあったとの回答があった。

なお、この打合せの記録等として内閣府側で作成した文書は確認されていないが、会議や打合せに関する記録の作成について、ヒアリング対象者からは、関係省庁や関係自治体等との打合せが極めて多く多忙であること、関係者間ではメールではなく電話で頻繁にやりとりしていること等もその要因ではないかとの受け止めが聞かれた。

(4) 今後のスケジュール(イメージ) (文書⑩)

ヒアリング対象者すべてが文書⑩は見たことがないと回答し、内閣府での文書の存在は確認されなかった。事実関係に正確性を欠くのではないかとの指摘もあった。

(5) 「先端ライフサイエンス研究や」から始まる修正案 (文書⑪)

ヒアリング対象者からは、似たような文書を扱った記憶はあるがこの文書

かどうかは定かでないという趣旨の回答が多かった。共有フォルダ内で存在が確認された。

(6) 【内々に共有】獣医学部のWGについて」(文書⑳)

文書⑳は文部科学省の追加調査で確認されたものであり、ヒアリングの結果、内閣府における存在、文部科学省への発信が確認された。

文書⑳を作成・発信した職員は本件の担当ではなく、⑪関連資料に手書修正が加えられたと考えられる打合せには参加していない。「指示は藤原審議官曰く、官邸の萩生田副長官から」というコメントも、担当者から伝え聞いた曖昧な内容であって、事実関係を確認しないままメールを発信してしまったことを認めている。

獣医師養成大学等のない地域において新設を可能とする判断は、すでに山本大臣が各方面の意見を踏まえて10月28日に下しており、関係省庁に配布された原案にも含まれていること、その後の文面の最終調整においても、山本大臣が11月1日に判断したところである。このことから、時系列的にも11月1日に萩生田副長官から指示が出たとは考えられないと思われる。

(7) 「先端ライフサイエンス研究や」から始める修正案(文科省修正案)(⑪関連資料)

文書⑳を作成・発信した職員は、⑪関連資料に手書修正が加えられたと考えられる打合せには同席しておらず、「指示は藤原審議官曰く、官邸の萩生田副長官から」というコメントと同様に、打合せ終了後に他の職員から受け取ったものであり、修正の経緯等は承知していない。なお、当該職員は、資料を上司である藤原審議官から直接受け取ることは基本的にはないので、⑪関連資料も藤原審議官以外の者から受け取ったのだろうと回答している。

なお、⑪関連資料は、藤原審議官が文部科学省からの修正案等について山本大臣に報告し、山本大臣から「広域的に」等の語を追加するよう指示を受けて修正を施したものであり、これを打合せの場で提示したものである。

(8) 国家戦略特区登録用紙(文書 21)

(9) 「獣医学部の新設」(文書 22)

文書 21、文書 22 はヒアリングにより確認されたものであり、文書 20 のメールに添付されたものである。

(10) 第 25 回国家戦略特別区域諮問会議発言・資料確認用紙(文書 23)

文書 23 は、共有フォルダ内の調査により発見されたもので、資料 18 と同種の事務的な文書である。

(11) 獣医学部の新設(文書 24)

文書 24 は、共有フォルダ内の調査により発見されたもので、資料ヒアリング及び個人フォルダ内の調査により確認された。文書 22 とほぼ同一の内容である。

6. むすび

今回の調査のヒアリングの結果、ヒアリング対象となった内閣府職員は、いずれも内閣府が文部科学省に個別の項目や個別のプロジェクトについて「官邸の最高レベルが言っている」等と伝えた認識はないことが確認されており、そのような発言を裏付ける文書等も発見されなかった。

一方で、安倍総理が常々国家戦略特別区域諮問会議で、規制改革全般についてスピード感を持って実現すべきという旨の発言をされていることから、関係省庁との議論を行う際にこうした総理の発言に言及することはあったとの回答があった。

なお、文部科学省作成のいわゆる打合せ概要メモは、必ずしも議事録そのものではなく、文部科学省の作成者の受け止めを記したものと考えられる。

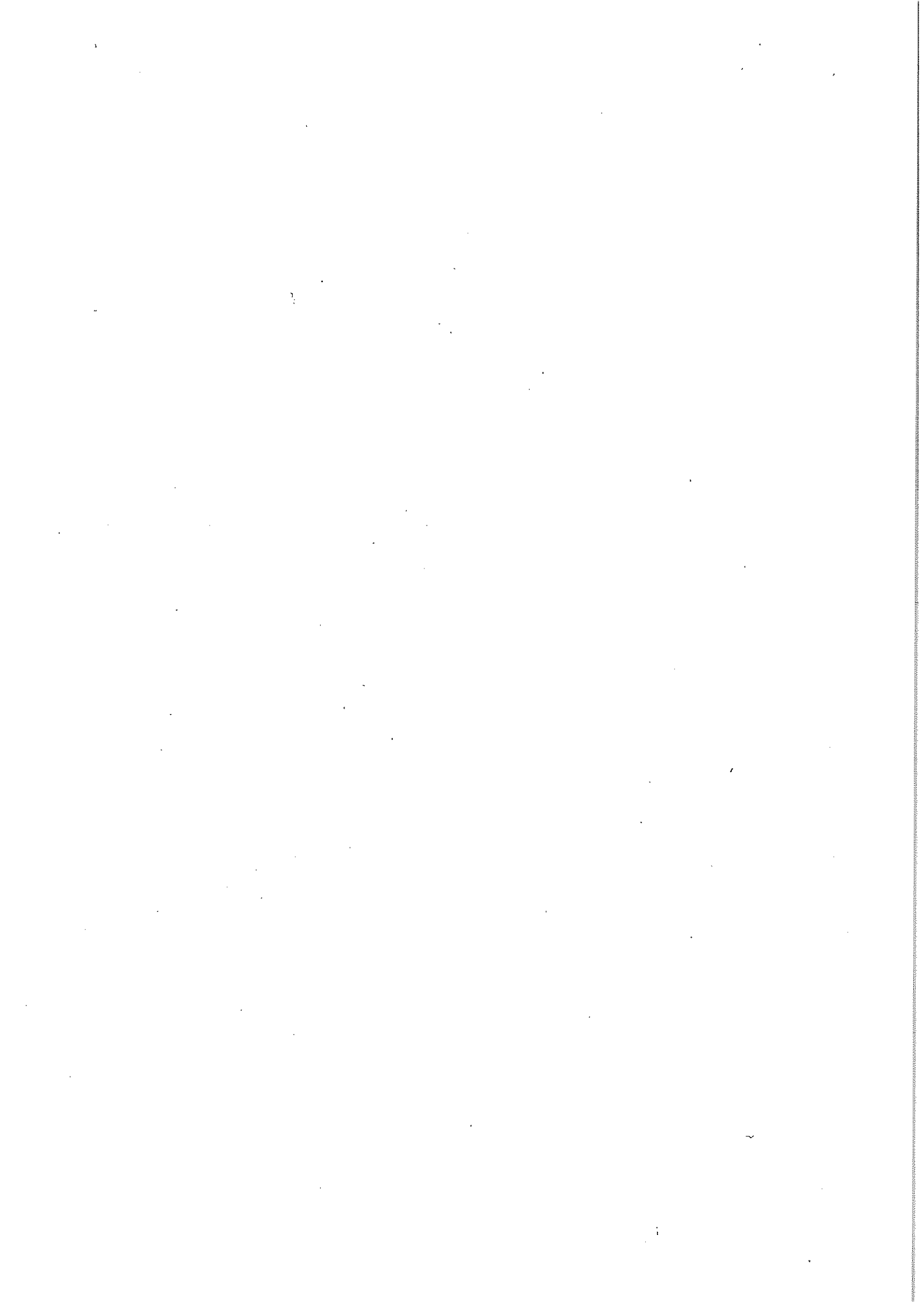
特区制度のような省庁間の対立が先鋭化し、調整が困難な局面で、内閣府職員が時として使用する強い口調が反映されたのではないかと推察される。

平成29年6月16日(金)

文部科学省の追加調査結果に対応した内閣府における調査結果

文 書	確認状況	存在が確認された場所	参考(文科省結果)
「獣医学部新設に係る内閣府からの伝達事項」に係る文書	① 獣医学部新設に係る内閣府からの伝達事項	存在が確認されなかった	類似の文書が存在
	② 藤原内閣府審議官との打合せ概要(獣医学部新設)(9月26日)	存在が確認されなかった	存在
③ 議家副大臣レク概要(獣医学部新設)	③ 9月27日メール(⑨文書付き)	存在が確認されなかった	存在
	③ 大臣ご指示事項	存在が確認されなかった	同趣旨の個人メモが存在
④ 議家副大臣のご感触	存在が確認されなかった	存在	同趣旨の個人メモが存在
⑤ 大臣ご確認事項に対する内閣府の回答	存在が確認されなかった	存在	類似の文書が存在
⑥ 10/4 議家副大臣レク概要	存在が確認されなかった	存在	同趣旨の個人メモが存在
⑦ 10/7 萩生田副長官ご発言概要	存在が確認されなかった	存在	存在を確認できず
⑧ 10月19日(水)北村直人元議員	存在が確認されなかった	存在	存在を確認できず
⑨ 今後のスケジュール(イメージ)	存在が確認されなかった	存在	存在
⑩ 「先端ライフサイエンス研究や」から始まる修正案	存在	共有フォルダ	存在
⑪ 関連資料「先端ライフサイエンス研究や」から始まる修正案(文科省修正案)	存在	個人フォルダ	存在
「家計学園への伝達事項」に係る文書	存在が確認されなかった	存在	存否応答拒否
平成28年11月9日 国家戦略特別区諮問会議に係る文書	⑫ 11月8日に文科省内でやり取りされたとされるメール、⑬ 加計学園への伝達事項、⑭ 11月8日メール(⑮ 文書付き)	存在が確認されなかった	存在
	⑫ 第25回 国家戦略特別区 域諮問会議の開催について、⑯ 松野文部科学大臣御発言メモ(国家戦略特別区 域諮問会議11月9日)、⑰ 国家戦略特別区(獣医学部新設)に係る想定問答	存在が確認されなかった	存在
内閣府と文科省とのメール	⑱ 第25回 国家戦略特別区 域諮問会議 資料確認用紙(山本農林水産大臣)	存在	共有フォルダ
	⑲ 件名:「内々に共有」獣医学部のWGIについて(11/1) ⑲ 関連資料付き	存在	個人フォルダ
⑳ 添付資料	⑲ 国家戦略特別区ヒアリング登録用紙	存在	個人フォルダ
	㉑ 「獣医学部の新設」	存在	個人フォルダ
㉒ 第25回 国家戦略特別区 域諮問会議 資料確認用紙	㉒ 「獣医学部の新設」	存在	共有フォルダ
	㉒ 「獣医学部の新設」	存在	共有フォルダ

※ 内閣府で確認された文書等(8種類(青色))のうち、今回の内閣府調査で新たに確認された文書等(4種類(太線内))



①
獣医学部新設に係る内閣府からの伝達事項

○平成30年4月開学を大前提に、逆算して最短のスケジュールを作成し、共有いただきたい。成田市ほど時間はかけられない。これは官邸の最高レベルが言っていること。山本大臣も「きちんとやりたい」と言っている。文科省メインで動かないといけないシチュエーションにすでになっている。

○国家戦略特区における獣医学部新設に係る方針については、以下2パターンが考えられる。(今週、来週での対応が必要)

- ・内閣府・文科省・農水省による方針を作成(例:成田市「医学部新設」)
- ・国家戦略特区諮問会議による方針の決定(例:「民泊」)※諮問会議には厚労大臣も出席。

○今治市分科会において有識者からのヒアリングを実施することも可能。

(成田市分科会では、医師会は呼んでいないが、文科省と厚労省で選んだ有識者の意見を聴取(反対派は呼んでない)。)

○獣医学部新設を1校に限定するかは政治的判断である。

②

※取扱注意

藤原内閣府審議官との打合せ概要（獣医学部新設）

1. 日時：平成28年9月26日（月）18:30～18:55
2. 対応者：（内閣府）藤原審議官、佐藤参事官、（文科省）浅野専門教育課長、 楠佐
3. 概要：
 - 平成30年4月開学を大前提に、逆算して最短のスケジュールを作成し、共有いただきたい。成田市ほど時間はかけられない。これは官邸の最高レベルが言っていること（むしろもっと激しいことを言っている）。山本大臣も「きちんとやりたい」と言っている。
 - 成田市の医学部新設の際には3省方針を作成したが、これは東北新設時に復興庁と方針を作成していたため、同じ形でやることとなったもの。内閣府としては方針作成が必要だと考えていないが、文科省として審査する際の留意点を出す必要があることは理解。
 - クレジットは、内閣府と直接の規制省庁である文科省がマスト。関係省庁が入らないとできないわけでもなく、農水省・厚労省を入りたいのなら、文科省が動く必要あり。ドライに、両省が協力しないなら「彼らがやらなかった」と責任を負う形に持って行けばよい。いずれにしても第2回分科会で方針原案を決めるスピードでやる必要。
 - （今治市構想について、獣医師会から文科省・農水省に再興戦略を満たしていないと指摘する資料が届いており、簡単ではない旨の指摘に対し、）必要であれば分科会に獣医師会を呼ぶ。成田市分科会に医師会は呼んでいないが、文科省と厚労省で選んだ有識者の意見を聴取した。反対派は呼んでいないが、有識者を呼ぶ回を作った方がよければやる。
 - 「できない」という選択肢はなく、事務的にやることを早くやらないと責任を取ることになる。早く政治トップの判断に持って行く必要あり。文科省メインで動かないといけないシチュエーションにすでになっている。
 - （他の新設提案者はどうするのか、との間に対し、）成田市の際には、3省方針に「1校」と記載。諮問会議としては3省が決めたことなど知ったことではないが、方針を出さないと省として持たないということで作った。裏では政治的なやりとりがあった。
 - 3省方針ではなく、「民泊」（9月9日諮問会議資料2-2）のように、留意点や手当てを記載した1枚程度の方針を諮問会議として出すことも可能。ただ、当該会議の場には厚労大臣も出席して決定している。この方法は総理や山本大臣の負担になるが、こちらの方が手続きは簡単。要素さえもらえれば、内閣府はすぐこの資料を作れる。今週来週でペーパーワークしないといけない。
 - 今週とかそういう世界で早めに上に相談してくれ。

②

大臣ご指示事項

以下2点につき、内閣府に感触を確認してほしい。

○平成30年4月に開学するためには、平成29年3月に設置認可申請する必要があるが、大学として教員確保や施設設備等の設置認可に必要な準備が整わないのではないか。平成31年4月開学を目指した対応とすべきではないか。

○麻生副総理、森英介議員など獣医学部新設に強く反対している議員がいる中で、党の手続きをこなすためには、文科・農水・内閣府の部会の合同部会もしくはPTを設置して検討を行うべきではないか。少なくとも、衆院福岡6区補選（10月23日投開票予定）を終えた後に動くべきではないか。

※鳩山二郎氏（鳩山邦夫元総務相次男、前福岡県大川市長）、蔵内謙氏（日本獣医師会長長男、林芳正前農相秘書が候補者）

大臣ご確認事項に対する内閣府の回答

【プロセス・開学時期】

- 設置の時期については、今治市の区域指定時より「最短距離で規制改革」を前提としたプロセスを踏んでいる状況であり、これは総理のご意向だと聞いている。
- 規制緩和措置と大学設置審査は、独立の手續であり、内閣府は規制緩和部分は担当しているが、大学設置審査は文部科学省。大学設置審査のところで不測の事態(平成30年開学が間に合わない)ことはあり得る話。関係者が納得するのであれば内閣府は困らない。

【政府内の取扱い】

- 「国家戦略特区諮問会議決定」という形にすれば、総理が議長なので、総理からの指示に見えるのではないか。平成30年4月開学に向け、11月上中旬には本件を諮問会議にかける必要あり。
- 農水省、厚労省への会議案内等は内閣府で事務的にやるが、前面に立つのは不可能。二省を土俵に上げるのは文部科学省がやるべき。副長官のところは、文部科学省、厚生労働省、農林水産省を呼んで、指示を出してもらえばよいのではないか。

【党関係】

- 獣医は告示なので党の手續は不要。党の手續については、文科省と党の関係なので、政調とよく相談していただきたい。以前、官邸から、「内閣」としてやろうとしていることを党の部会で議論するな、と怒られた。党の会議では、内閣府は質疑対応はあり得るがメインでの対応は行わない。

【官邸関係】

- 官房長官、官房長官の補佐官、両副長官、古谷副長官補、和泉総理大臣補佐官等の要人には、「1、2ヶ月単位で議論せざると得ない状況」と説明してある。

今後のスケジュール (イメージ)

※「獣医師の需給」部分について、随時、農水省・厚労省による判断・対応が必要。

平成28年
10月

第2回今治市分科会、区域会議、国家戦略特区諮問会議
(方針決定) (文科・農水・厚労大臣出席)

「成田市」に比
べ3ヶ月遅れ

(自民党・公明党の文部科学部会等へ報告)

12月

特例告示制定

特定事業を実施すると見込まれる者の公募 ※最短8日間

第3回今治市分科会 (応募事業者の方針への適合確認)

区域計画に定めようとする特定事業の実施主体
の公表及び追加申出 ※最短6日間

競合があった場
合、事業者選定
にさらに時間が
かかる見込み

平成29年
1月

区域会議、国家戦略特区諮問会議
(区域計画決定、文科・農水・厚労大臣出席)

区域計画を内閣総理大臣認定

3月

設置認可申請

教員確保や施
設設備等の準
備が間に合わ
ない可能性

8月

審議会の審査を経て、文科大臣が認可

学生募集

平成30年
4月

開学

①

○ 先端ライフサイエンス研究や地域における感染症対策など、新たなニーズに対応する獣医学部の設置

既存の大学・学部では対応が困難な獣医師養成の構想が具体化し、人獣共通感染症を始め、家畜・食料等を通じた感染症の発生が国際的に拡大する中、創薬プロセスにおける多様な実験動物を用いた先端ライフサイエンス研究の推進や、地域での感染症に係る水際対策など、獣医師が新たに取り組むべき分野における具体的な需要に対応可能とするため、近年の獣医師の需要の動向も考慮しつつ、全国の見地から、現在、獣医師系養成大学等のない地域において獣医学部の新設を可能とする認めるため、関係制度の改正を直ちに行う。

【修正理由】

原案では、原案を含む構想を提案する大学はすべて新設可能となるため、日本再興戦略改訂2015の趣旨を踏まえ、特定事業者に求められる要件を明確化する必要があるため。

※上記の修正案は、以下の対応がなされることを前提したものであり、内閣府において関係省庁と調整いただきたい。

- (1) 告示の改正後、公募前までの間に、内閣府、文部科学省、農林水産省、厚生労働省において、特定事業者に求められる要件について定め、公表すること。
- (2) 獣医師の需給を所管する農林水産省及び厚生労働省において、今後の獣医師の需要の動向を明らかにした上で、それに照らして今治市の構想が適切であることを示すとともに、当該決定に記載の「獣医師が新たに取り組むべき分野における具体的な需要」を踏まえ、新設可能な獣医学部の規模を示すこと。
- (3) 早期の獣医学部新設を円滑に進めるためには、日本獣医師会等の関係者の十分な理解と協力が得られるよう、農林水産省及び厚生労働省において、責任を持って意見調整を行うこと。

○ 先端ライフサイエンス研究や地域における感染症対策など、新たなニーズに対応する獣医学部の設置

(既存の大学学部では対応が困難な獣医師養成の構想が具体化し、)人獣共通感染症を始め、家畜・食料等を通じた感染症の発生が国際的に拡大する中、創薬プロセスにおける多様な実験動物を用いた先端ライフサイエンス研究の推進や、地域での感染症に係る水際対策など、獣医師が新たに取り組むべき分野における具体的な需要に対応可能とするため、近年の獣医師の需要の動向も考慮しつつ、全国的見地から、現在、獣医師系養成大学等のない地域において獣医学部の新設を可能とする認めるため、関係制度の改正を直ちに行う。

【修正理由】

原案では、原案を含む構想を提案する大学はすべて新設可能となるため、日本再興戦略改訂 2015 の趣旨を踏まえ、特定事業者に求められる要件を明確化する必要があるため。

※上記の修正案は、以下の対応がなされることを前提したものであり、内閣府において関係省庁と調整いただきたい。

- (1) 告示の改正後、公募前までの間に、内閣府、文部科学省、農林水産省、厚生労働省において、特定事業者に求められる要件について定め、公表すること。
- (2) 獣医師の需給を所管する農林水産省及び厚生労働省において、今後の獣医師の需要の動向を明らかにした上で、それに照らして今治市の構想が適切であることを示すとともに、当該決定に記載の「獣医師が新たに取り組むべき分野における具体的な需要」を踏まえ、新設可能な獣医学部の規模を示すこと。
- (3) 早期の獣医学部新設を円滑に進めるためには、日本獣医師会等の関係者の十分な理解と協力が得られるよう、農林水産省及び厚生労働省において、責任を持って意見調整を行うこと。

平成 28 年 11 月 9 日

第 25 回 国家戦略特別区域諮問会議の開催について

○日時：平成 28 年 11 月 9 日（水） 17:15～17:55

○場所：官邸 4 階大会議室

○議事

(1) 区域計画の認定などについて

(2) 重点分野・課題に係る規制改革事項の追加について

・山本内閣府特命担当大臣説明

・文部科学大臣、農林水産大臣、国土交通大臣から順次ご発言

(3) その他

議事終了後、総理ご発言（プレス入り）

○出席予定者：

<議員>

安倍晋三	内閣総理大臣
麻生太郎	財務大臣 兼 副総理
山本幸三	内閣府特命担当大臣（地方創生、規制改革）
菅 義偉	内閣官房長官
石原伸晃	内閣府特命担当大臣（経済財政政策） 兼 経済再生担当大臣
松野博一	文部科学大臣
山本有二	農林水産大臣
石井啓一	国土交通大臣

<有識者議員>

秋池玲子	ポストンコンサルティンググループ シニア・パートナー&マネージング・ディレクター
坂村健	東京大学大学院情報学環教授
竹中平蔵	東洋大学教授 慶應義塾大学名誉教授 ※TV 会議システムで参加
八田達夫	アジア成長研究所所長 大阪大学社会経済研究所招聘教授
広瀬栄	養父市長
高島宗一郎	福岡市長
上山康博	株式会社百戦錬磨代表取締役社長

国家戦略特別区域諮問会議
平成28年11月9日(水)
官邸4階大会議室

松野文部科学大臣御発言メモ

- 文部科学省関係の追加の規制改革事項として、「新たなニーズに対応する獣医学部の設置」が挙げられております。
- 平成27年6月に閣議決定された日本再興戦略改訂2015を踏まえ、規制改革を所管する内閣府を中心として、獣医師行政を所管する農林水産省との調整が行われ、本日、国家戦略特別区域諮問会議において、追加の規制改革事項がまとめられました。
- これに従い、文部科学省においては、関係制度の改正を進めるとともに、今後とも内閣府及び農林水産省と連携協力して調整を行ってまいります。これに沿った設置認可申請については、大学設置認可に係る基準に基づき、適切に審査を行ってまいります。

以上

【第25回国家戦略特別区域諮問会議発言・資料確認用紙】

会議日時：平成28年11月9日(水) 17:15~17:55

山本農林水産大臣

発言・資料の有無	発言・資料がある場合、そのタイトル・内容等
発言 <input checked="" type="radio"/> あり <input type="radio"/> なし	産業動物獣医師は、家畜の診療や飼養衛生管理などで中心的な役割を果たすとともに、口蹄疫や鳥インフルエンザといった家畜伝染病に対する防波対策を担っており、その確保は重要です。 近年、家畜やペットの数は減少していますが、産業動物獣医師の確保が困難な地域がありますので、農林水産省としては、こうした課題の解決につながる仕組みとなることを期待いたします。
資料 <input type="radio"/> あり (A4 枚程度) <input checked="" type="radio"/> なし	

【担当者連絡先】農林水産省大臣官房政策課

電話 03-

メール @maff.go.jp

@maff.go.jp

@maff.go.jp

※ 大臣の御発言がある場合には発言要旨を、会議資料がある場合には、資料を下記登録期限までにお送りいただきますよう、お願いいたします。

なお、審議時間が大変短いため、御発言に関しては1分以内に収めていただきますよう、御協力をお願いいたします。

※ 登録期限 11月8日(火) 17時 締切

登録先 内閣府 地方創生推進事務局

電話 03-

FAX 03-

メール @cao.go.jp

@cao.go.jp

@cao.go.jp

※ご登録の際は、上記担当者全員宛てにご連絡をお願いします。

国家戦略特区(獣医学部新設)に係る想定問答

問 国家戦略特区における獣医学部新設について

(答)

1. 再興戦略(平成27年6月)を踏まえ、内閣府を中心として、農林水産省との調整が行われ、本日、国家戦略特区諮問会議において、追加規制改革事項がまとめられた。
2. これに従い、関係制度の改正(※)を進めるとともに、今後とも内閣府及び農林水産省と連携協力して調整を行ってまいりたい。これに沿った設置認可申請については、大学設置認可に係る基準に基づき、適切に審査を行ってまいりたい。

(※) 獣医学部の設置を認可の対象としない旨を規定している「大学、大学院、短期大学及び高等専門学校等の設置等に係る認可の基準(平成15年文部科学省告示第45号)」の特例措置を講じる予定。

【日程・進め方】

更問 追加規制改革事項を受けて、文部科学省としてはどのようなスケジュールで対応を進めるのか。(今治市に獣医学部を新設することを決定したということか。)

(答)

追加規制改革事項に従い、今後、速やかに関係制度の改正を行った後、内閣府より特定事業者の公募が行われ、区域会議において特例措置を盛り込んだ区域計画を作成し、内閣総理大臣の認定を受けることにより、当該特例措置の活用が可能となる。

【必要性】

更問 「広域的に獣医師系養成大学等の存在しない地域に限り」とは、具体的にはどのようなことを意味しているのか。いくつ新設するのか。

(答)

追加規制改革事項に記載のとおり、人獣共通感染症を始め、家畜・食料等を通じた感染症の発生が国際的に拡大する中で、地域での感染症にかかる水際対策を行うに当たり、広域的に獣医師系養成大学等の存在しない地域に獣医学部が必要との観点から、新設数については今後のプロセスで判断される。

【特定事業者】

更問 今治市において獣医学部を設置する特定事業者はどのように選定されるのか。

(答)

特定事業者は、国家戦略特区法上、原則公募で選定することとされており、内閣府において今後公募を実施することになる。

【その他】

更問 獣医学部新設は何年ぶりか。

(答)

北里大学畜産学部獣医学科(※)が昭和41年4月に開設され、現時点で50年開設されていない。

(※)現在は獣医学部獣医学科に改組。

差出人: [redacted]@cao.go.jp
 送信日時: 2016年11月1日火曜日 14:51
 宛先: [redacted]
 件名: 【内々に共有】獣医学部のWGについて
 添付ファイル: (農水省)登録用紙.xlsx; [議事概要]20161101文科省ヒア(獣医学部新設).docx; 20161101F審議官修正指示後.pdf

行草室 [redacted] 様 ← 内閣府 [redacted]

お疲れ様です。
 標記の件、内々に共有します。

まず、10:45に文科省と藤原審議官の間で内々に事務打合せがあり、佐藤参事官と私も同席しましたが、修正案(添付の手書き前の状態)について、日本語の観点の修正や、冒頭の「既存の～」については、文科省の方で根拠を立証できないと、記載するのは難しいのではないかと指摘あり。

- 修正案の前提については、
- (1) →了承。
 - (2) →文科省と農水省で要相談。
 - (3) →同上。

という状況です。

打合せの後の原委員とのWGについては、添付概要の通りとなります。
 (修正文案途中なことを踏まえた上で、あくまで情報共有のためのWGといった体です)

その後、藤原審議官から再度文科省とのみ打合せ依頼がありましたので、そのまま別室で打合せして、添付PDFの文案(手書き部分)で直すように指示がありました。指示は藤原審議官曰く、官邸の萩生田副長官からあったようです。

現在、専門教育課は修正の通りに文章を修正し、15:00から文科大臣レクの模様です。一応、レク後の修正文案を内閣府に報告するようになるとのことです。
 (浅野課長の感触では、文科省としてはこれでOKだと思うとのこと。)

- 【農水省の対応状況】(※農水省に内々に確認しただけなので、厳秘)
- ・本日のWG対応者は添付の通り。
 - ・獣医師の需給については農水省で全体の把握はしているものの、新しい分野でのニーズ調査とは行っていないので、よくわからない。
 - ・1校に限るかどうかについては、特にコメントなし。

(別に何校でもいいのでは、という趣旨のコメンドがあったそうです)

以上です。

内閣府 地方創生推進事務局

〒100-0014

東京都千代田区永田町1-11-39

永田町合同庁舎6階

TEL : 03-

FAX : 03-

E-mail : @cao.go.jp

ヒアリング日時:11月1日(火)11:00~11:45

国家戦略特区ヒアリング登録用紙

団体名 農林水産省

担当者 (所属・氏名) 大臣官房政策課

電話 03

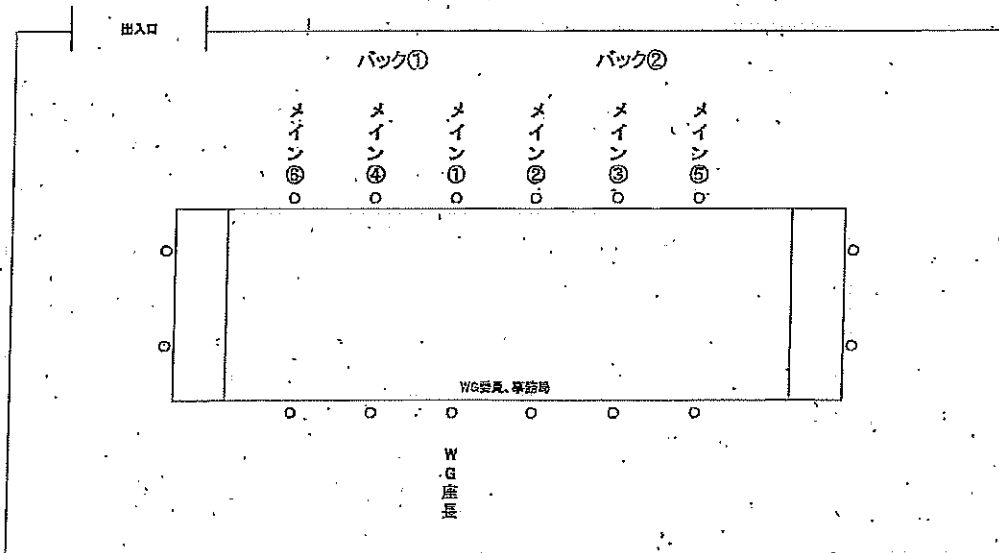
Email @maff.go.jp

出席者

【※下記座席表を基に記入ください。
当日は、登録したメイン①～⑥およびバック①～②へ着席をお願いいたします】

【所属・役職・氏名(フリガナ)】	
メイン①	消費・安全局畜水産安全管理課・課長・磯貝保(イソガイタモツ)
メイン②	消費・安全局畜水産安全管理課・課長補佐
メイン③	
メイン④	
メイン⑤	
メイン⑥	
バック①	
バック②	大臣官房政策課・企画官

※バックシートは2名までとします。



【機密性2情報】

「獣医学部の新設」

(11:20~11:35)

国家戦略特区ワーキンググループでの委員の主な御指摘

○：WG委員からの指摘、→：文科省回答

※冒頭、専門教育課／浅野課長より藤原審議官との打合せを受けて、これから文言修正を行うため、現在の修正文案は途中のものであること説明。

○「獣医師が足りていない」ということはどこが責任を持つのか。(原委員)
→医学部では、医師の需給のバランスは厚労省が見ているので、厚労省からの指示を受けて、募集を止めたり増やしたりしてコントロールしている。今回の獣医学部の場合は、需給についての規制を所管している農水省から、どの分野は足りているのか足りていないのか示してもらいながら、検討する必要があると考える。(文科省)

○私の認識では、農水省では(獣医師の数は)足りているとだけ言われており、需給についての十分な説明がまだなされていない。(原委員)
→それは農水省から「獣医師は現状いっぱいではないので、規制はかけていない」と言ってくれば、文科省としては検討ができる。(文科省)

○となれば、方向性はこれで問題ないので、後は需給の調整の問題ですね。(原委員)

【第25回国家戦略特別区域諮問会議発言・資料確認用紙】

会議日時：平成28年11月9日（水）17：15～17：55

松野博一 文部科学大臣

発言・資料の有無	発言・資料がある場合、そのタイトル・内容等
<p>発言</p> <p>あり</p> <p>なし</p>	<p>日本再興戦略改訂2015を踏まえ、内閣府、農林水産省との調整が行われ、本日、国家戦略特別区域諮問会議において、追加の規制改革事項がまとめられました。これに従い、文部科学省においては、関係制度の改正を進めるとともに、今後とも内閣府及び農林水産省と連携協力して調整を行ってまいります。これに沿った設置認可申請については、大学設置認可に係る基準に基づき、適切に審査を行ってまいります。</p>
<p>資料</p> <p>あり (A4 枚程度)</p> <p>なし</p>	

【担当者連絡先】

文部科学省 専門教育課

電話 03-

メール next.go.jp

※ 大臣の御発言がある場合には発言要旨を、会議資料がある場合には、資料を下記登録期限までにお送りいただきますよう、お願いいたします。
 なお、審議時間が大変短いため、御発言に関しては1分以内に収めていただきますよう、御協力をお願いいたします。

※ 登録期限 11月8日（火）17時 締切

登録先 内閣府 地方創生推進事務局

電話 03-

FAX 03-

【機密性2 情報】

「獣医学部の新設」

(平成 28 年 11 月 1 日 11:20~11:35)

国家戦略特区ワーキンググループでの委員の主な御指摘

○: WG 委員からの指摘、→: 文科省回答

○「獣医師が足りていない」ということはどこが責任を持つのか。(原委員)

→医学部では、医師の需給のバランスは厚労省が見ているので、厚労省からの指示を受けて、募集を止めたり増やしたりしてコントロールしている。今回の獣医学部の場合は、需給についての規制を所管している農水省から、どの分野は足りているのか足りていないのか示してもらいながら、検討する必要があると考える。(文科省)

○私の認識では、農水省では(獣医師の数は)足りているとだけ言われており、需給についての十分な説明がまだなされていない。(原委員)

→それは農水省から「獣医師は現状いっぱいではないので、規制はかけていない」と言ってくれば、文科省としては検討ができる。(文科省)

○となれば、方向性はこれで問題ないので、後は需給の調整の問題ですね。(原委員)